

# 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(骨格)

平成24年8月  
消費者庁

○総則関係(目的) - 「訪問購入」を追加

○「訪問購入」の章を新設

○原則、全ての物品が対象 (売主の利益を損なうおそれがないと認められる物品、流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品は、政令で指定して対象外)

## 【購入業者に対する不当な行為の規制】

・事業者名・勧誘目的等の明示義務

— 氏名・名称/勧誘目的/物品の種類

・不招請勧誘の禁止

— 勧誘を要請しない者に対する勧誘意思の確認の禁止

・勧誘を受ける意思の確認の義務

・再勧誘の禁止

— 契約を締結しない意思を示した者への再勧誘の禁止規定

・勧誘・解約妨害・物品の引渡しのための不実告知・事実不告知の禁止

— 物品の種類/ 購入価格/代金の支払時期/クーリング・オフ/引渡しの拒絶 等

・勧誘・解約妨害・物品の引渡しのための威迫・困惑の禁止

## 【書面の交付】

・契約書面等の交付義務

— 物品の種類/購入価格/クーリング・オフ/ 物品の引渡しの拒絶 等を記載

【クーリング・オフ】 契約書面交付から8日間、売買契約の申込みの撤回・解除が可能

・期間 — 8日間

・物品の引渡しの拒絶

— 期間中、売主は物品の引渡しを拒絶し、売主の手元に置いておくことが可能

・第三者に対する物品の所有権の対抗

(期間中に引き渡してしまった場合)

— クーリング・オフにより、売主は第三者に対して物品の所有権の主張が可能 (第三者が善意無過失の場合を除く)

## 【通知義務・告知義務】

・売主への通知 — クーリング・オフ期間内に第三者に物品を引き渡した場合には、売主の求めの有無等に関わらず、第三者への引渡しに係る情報について売主に通知

・第三者への通知 — クーリング・オフ期間内に第三者に物品を引き渡す際には、物品がクーリング・オフされたものであることあるいはされ得ることを通知

・物品の引渡しの拒絶に関する告知 — 物品の引渡しを受ける時に売主に対し、物品の引渡しの拒絶の権利があることを告知

## 【違反事業者に対する措置】

・報告徴収・立入検査の実施

・指示命令 — 違反行為を今後行わないようにする旨の指示命令

・業務停止命令 — 1年以内

・罰則 — 違反業者は懲役や罰金の対象

## 【その他】

・適用除外

— いわゆる事業者間の取引などは適用除外

・差止請求権

— 適格消費者団体は、購入業者に対し、違法行為の停止などを請求することが可能

・現行の特定商取引法の6類型(訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引)に、7番目の取引類型として追加。

・個人宅を訪問して物品の売買契約を行う点で、訪問販売と基本的に差異が無いことから、行為規制は「訪問販売」にならって規定。民事規定は、解約時の物品の返還の実現困難性から一部異なる規定を措置。

・国会審議により、行為規制について、規制対象物品の非限定化、不招請勧誘の禁止等を追加。

・訪問販売においても同様の規定

(法第3条(訪問販売における氏名等の明示)、第3条の2(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等)、第6条(禁止行為(不実告知、事実不告知、威迫・困惑等))

○訪問購入特有の規定  
不招請勧誘の禁止 等

・訪問販売においても同様の規定

(法第4条、第5条(訪問販売における書面の交付))

○訪問購入特有の規定

物品の引渡しの拒絶に関する事項の記載を義務付け

・訪問販売においても同様の規定

(法第9条(訪問販売における契約の申込みの撤回、期間は8日間等))

○訪問購入特有の規定

①物品の引渡しの拒絶

②第三者に対する物品の所有権の対抗

○訪問購入特有の規定

・訪問販売においても同様の規定

— (法第7条(指示)、第8条(業務の停止等)、第26条(適用除外)、第58条の4(訪問販売に係る差止請求権)、第66条(報告及び立入検査)、第7章(罰則))